

令和6年5月31日
物流・自動車局車両基準・国際課
自動車整備課

6月は、「不正改造車を排除する運動」の強化月間です！

～ 車の不正改造は、事故や環境悪化を引き起こす犯罪です ～

国土交通省では『不正改造車を排除する運動』として、関係省庁・団体と連携し、不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動を行っております。その一環として、6月を各地方運輸局等が定める「強化月間」として*、街頭検査の実施など安全・安心な車社会形成のための徹底した取組みを行います。

自動車ユーザーの皆様におかれましては、不正改造を行わず、安全に自動車をご使用頂くようよろしくお願い致します。

※ 内閣府沖縄総合事務局は10月

1. 不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動

- ・ ポスター及びチラシの貼付等により、積極的な広報の実施。
- ・ バス車両前面への広報横断幕の掲示。

2. 不正改造車を排除するための街頭検査の実施

- ・ 警察機関等と連携した街頭検査を全国各地で実施。
- ・ 違反車両に対して整備命令を発令。



3. 不正改造車に関する情報収集

- ・ 運輸支局等に「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」を設置。
- ・ 通報があった情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善・報告を指導。

【添付書類】

- 別紙1：不正改造防止推進協議会構成団体等の関係機関
- 別紙2～4：ポスター、チラシ
- 別紙5：広報活動への協力バス事業者一覧表
- 別紙6：不正改造車・迷惑黒煙車情報提供連絡先一覧表

【問合せ先】物流・自動車局自動車整備課 杉本・坂本（運動全般に関すること）

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42412）

03-5253-8599（直通）

物流・自動車局車両基準・国際課 村田・高嶋（騒音等の基準に関すること）

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42522）

03-5253-8604（直通）

※街頭検査の実施については、各地方運輸局等にお問い合わせください。